

# 社会福祉法人ふれあいの里旅費及び費用弁償の支給に関する規則

## (趣 旨)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人ふれあいの里定款第23条に定める役員と定款第9条に定める評議員（以下「役員等」）という、に対する旅費及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 定款第6条に定める評議員選任解任委員及び苦情処理解決に関する規則第8条に定める第三者委員並びに入居決定に関する取扱規則第8条に定める第三者委員についても前項同様とする。

## (旅費の支給)

- 第2条 旅費は、その業務を行うため旅行した場合に支給する。

## (旅費の種類)

- 第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当及び宿泊料とする。

## (旅費の額及び支給方法)

- 第4条 鉄道賃、船賃、及び航空費は現に支払った旅客運賃とし、車賃、日当及び宿泊料は、別表第1に定める額とする。
- 2 旅費の支給方法は、別に定める場合を除き「社会福祉法人ふれあいの里職員の旅費に関する規則」を準用する。

## (旅費弁償)

- 第5条 役員等が法人の行う役員会等に出席した場合は、別表第2に定める費用弁償を支給する。

## (委 任)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## (改 廃)

- 第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1

車 賃	日 当		宿泊料	
	県 外	県 内	県 外	県 内
実費又は 1kmに付き 35円	2,300円	2,200円	13,000円	12,000円

別表第2

車 賃	費用弁償
実費又は 1kmに付き 35円	5,000円